

下呂市監査告示 第3号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき
定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和2年3月27日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

令和元年度
定期監査結果報告書

(2月実施分)

下呂市監査委員

定期監査報告書

1 監査の対象

平成31年4月から令和元年12月まで（一部平成30年度含む）の各部課等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施しました。

市長公室	企画課 危機管理課 市民活動推進課 秘書広報課
総務部	総務課 財務課 市民課 税務課
環境部	環境課 環境施設課
農林部	農務課 林務課
観光商工部	観光課 商工課 観光施設（下呂温泉合掌村）
建設部	土木課 建築課
消防本部	消防総務課 予防課 通信・指令課
小坂振興事務所	小坂地域振興課
議会事務局	議会総務課
監査委員事務局	監査課

2 監査の期間

令和2年2月6日から令和2年2月19日まで

3 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施しました。

4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理については、おおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略しますが、次の事項については改善または検討してください。

【指摘事項】

1 歳入の調定について

地方自治法第231条には、普通地方公共団体の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められ、下呂市会計規則でその手続きについて定められています。しかしながら、調定がされていないなど、次のような事案が見受けられました。適切な事務処理に努めてください。

(1) 下呂市会計規則第4条第1項に基づく調定手続きがされていないもの（4件）

ア 調定手続き

14款	使用料及び手数料	電柱敷地使用料
21款	諸収入	E V 充電器設置用地賃貸料

イ 減額調定手続き

14款	使用料及び手数料	消防署使用料
21款	諸収入	消防署維持管理費負担金

(2) 予算に従って調定されていないもの（予算未計上）（1件）

15款	国庫支出金	消防団設備整備費補助金
-----	-------	-------------

(3) 調定額を誤っているもの（1件）

15款	国庫支出金	公共土木施設災害復旧費負担金（繰越分）
-----	-------	---------------------

(4) 調定の時期が適切でないもの（11件）

ア 調定の時期が許可、交付決定、契約に基づいていないもの

14款	使用料及び手数料	道路占用料（継続分）
14款	使用料及び手数料	法定外公共物占用料（認定外道路 継続分）
14款	使用料及び手数料	法定外公共物占用料（普通河川 継続分）
15款	国庫支出金	消防防災施設整備費補助金
17款	財産収入	土地貸付収入（工場用地）
21款	諸収入	工場用地貸付料
21款	諸収入	職員宿舍使用料

イ 下呂市会計規則第18条第1項により調定日を6月1日とすべきもの

14款	使用料及び手数料	クリーンセンターごみ処理手数料
14款	使用料及び手数料	火葬場使用料

ウ 下呂市会計規則第18条第2項により調定日を4月1日とすべきもの

1款	市 税	法人税滞納繰越分
21款	諸収入	職員過払給与返還金

（財務課・観光課・消防総務課・土木課・商工課・環境施設課・税務課・総務課）

2 御嶽山山岳遭難防止対策協議会補助金の精算について

平成30年度御嶽山山岳遭難防止対策協議会の収支決算は、収入総額622,980円に対し、支出総額は582,489円となっており、差引き40,491円が翌年度へ繰り越されています。収入の大部分を占める補助金は620,000円（県山岳遭難防止対策協議補助金320,000円、市補助金300,000円）で、支出総額より37,511円多い額が交付され精算が行われていません。

平成29年11月に、行政監査結果報告の中でも指摘しましたが、地方財政法第4条第1項には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない。」と定められていることから、事業費の総額を上回る補助金の支出は適正を欠きます。

(危機管理課)

3 U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金の予算について

移住定住促進事業の中には三つの事業があり、補助金は事業ごとに予算措置されていますが、そのうちのU・I・Jターン促進家賃助成事業補助金については、当初予算240万円に対して、5月までに271万円の支出負担行為が行われています。これは、ほかの二つの事業に予算残があることから、予算額を上回って支出負担行為が行われたものと思われ、さらに同補助金には、平成31年度及び平成32年度の支出予定額について債務負担行為が設定され、5月までの支出負担行為済額の中には既交付決定分の201万円が含まれています。このため、平成31年度の同補助金の新規申請に対応できる予算は、ほとんど余裕がないこととなります。

移住定住促進事業補助金は、事業ごとに予算計上されていることから、各事業の予算の範囲を超えて支出負担行為を行うことは適切ではないと思われ、U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金に係る当初予算の編成には、債務負担行為に基づく支出予定額が考慮されていたのか疑問が残るところです。移住定住促進事業は、市の重要施策の一つであることから、一層の推進と、それに伴う適切な予算措置が講じられることを望みます。

(市民活動推進課)

4 小坂診療所医師住宅の管理区分について

行政財産である市立小坂診療所医師住宅3棟は、会計区分を一般会計として固定資産台帳に登載されています。本来、国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）で管理すべき財産であることから、適正な会計区分に改めてください。

(財務課)

5 「社会教育に関すること」の事務分掌について

下呂市教育委員会の権限に属する事務の一部の委任及び補助執行に関する規則には、地方自治法第180条の7の規定に基づいて、社会教育の推進等、社会教育に関する事務を市長公室や各振興事務所職員に委任、補助執行させることが規定されています。しかしながら、その一方で、市長の権限に属する事務を分掌させるため、地方自治法第158条第1項に基づいて定められた下呂市行政組織条例において、第2条の中で「社会教育に関すること」が市長公室の事務として規定されており、社会教育についての職務権限の所在に矛盾が生じています。

社会教育に関することは、地方自治法第180条の8、社会教育法第5条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第12号などで、教育委員会の所管になっており、地方自治法第158条第1項には、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。(略)」と規定されていることから、社会教育に関することを市長の職務権限に属するとしている市行政組織条例第2条第1項第1号の規定は適正を欠きます。

(市民活動推進課)

6 消防職員の出向について

消防本部から市長部局である市長公室危機管理課への転任に係る消防職員の辞令は、市長を任命権者として発令されています。しかしながら、消防長以外の消防職員の任命については、消防組織法第15条第1項で、市町村長の承認を得て消防長が任命すると規定されていることから、消防長が市長部局への出向辞令を発令したうえで、市長が危機管理課の勤務を命じる必要があります。

(総務課・消防総務課)

7 地方公営企業法全部適用事業における事務の執行について

下呂市水道事業及び簡易水道事業は、地方公営企業法第2条第1項(第1号)及び下呂市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例第1条の2により、地方公営企業法を全部適用しています。そして、当市においては、同法第7条ただし書き及び同条例第3条第1項の規定により管理者を置かないこととしているため、管理者の権限は、同法第8条第2項の規定により市長が行うことになっています。さらに、管理者の権限に属する事務を処理させるため、同法第14条及び同条例第3条第2項の規定により、生活部がその事務の執行にあたることになっています。

しかしながら、生活部が、同法第9条第1項各号で定められたすべての管理者の担当事務を行っているわけではなく、実際は、職員の給与等に関することや入札等一部の契約事務、出納

その他の会計事務などは、総務部や会計課の職員が行っています。こうしたことから、管理者の担任事務を市長部局の職員が行っている場合は、それらの事務を担当する職員に対して、同法第15条により企業職員の併任手続きをとる必要があります。(指摘事項)

なお、地方公営企業法が全部適用される水道事業と、同法の一部(財務規定等)適用により、もともと管理者を置かない下呂温泉合掌村事業及び国民健康保険病院事業では、法律上、事務の執行体制に異なる点がありますが、限られた職員数で、各公営企業の業務を適正かつ円滑に遂行するためには、必要な手続きを行ったうえで、各課横断的に連携、協力して事務処理にあたられることを要望します。(要望事項)

(総務課)

8 公営企業における会計事務について

(1) 水道事業の企業出納員について

地方公営企業法第34条の2で、同法の財務規定等が適用される企業においては、管理者の権限は市長が行うことになっており、同条ただし書きで、出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例の定めるところにより会計管理者に委任することができる規定されています。しかし、地方公営企業法を全部適用している場合は、国から示された「地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて」(昭和27年9月29日自乙発第245号)第一章第二節一(一)3によると、管理者設置の有無に関係なく、会計管理者に委任することはできません。

当市では、下呂市水道事業等会計規程第2条で、水道経理担当課長とともに会計課長を企業出納員と定め、会計事務が行われていますが、水道事業は地方公営企業法が全部適用され、当市の場合、会計管理者が会計課長を兼務していることから、この会計事務の委任は、適正を欠きます。(公営企業実務提要『ぎょうせい』P425)

(2) 下呂温泉合掌村事業における会計事務の権限について

下呂温泉合掌村事業における会計事務の一部は、地方公営企業法第34条の2ただし書きに基づいて、下呂市下呂温泉合掌村条例第6条により会計管理者が行っており、事務の内容は、「公金の収納又は支払いに関する事務」及び「公金の保管に関する事務」となっています。

しかしながら、実務においては、会計管理者によって支出負担行為に関する確認事務が行われています。会計管理者がつかさどる会計事務については、地方自治法第170条第2項で、「現金の出納及び保管を行うこと」(第1号)と「支出負担行為に関する確認を行うこと」(第6号)は明確に区分されていることから、支出負担行為に関する確認行為の権限を会計管理者が行うのであれば、そのことを条例で明記する必要があると思われます。

(総務課)

【意見】

1 空き家等の対策における関係部署の連携強化について

総務省が行った平成30年住宅・土地統計調査によれば、当市の空き家数及び空き家率は増加傾向にあります。こうした中、当市においては、空き家対策の推進に関する特別措置法を受けて下呂市空き家対策協議会を設置し、令和2年3月に下呂市空き家対策計画が策定されて、その取組みが行われています。

当市の実施体制は、空き家対策計画の中で、適切に管理されていない空き家等がもたらす問題への対策については、建設部建築課等の関係課が担当し、移住・定住・空き家バンクの活用については、市長公室市民活動推進課が担当することになっています。

空き家対策の推進に関する特別措置法は、適切に管理されていない空き家等がもたらす防災、衛生、景観等の問題への対策と空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的としています。適切に管理されていない空き家がもたらす問題への対策と、地域の活性化・人口減少対策は、ともに当市が抱える重要な課題であることから、二つの課題に対し、各課が、共通認識のもとで連携を一層密にして取り組まれることを要望します。

(共通事項)